

徳島県告示第四百四十七号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第四項の規定に基づき、令和三年徳島県告示第百三十二号（土壤汚染対策法に基づく要措置区域を指定する件）により指定した同項に規定する要措置区域の全部について同条第一項の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和四年七月八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定を解除する要措置区域

勝浦郡勝浦町大字三溪字上川原三七番の一部（次の図のとおり）

二 土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「省令」という。）第三十一条第一項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた実施措置（法第七条第一項第一号に規定する実施措置をいう。）

省令別表第六の一の項下欄に規定する措置（同表の四の項下欄二に規定する土壤汚染の除去）

（「次の図」は、省略し、その図面を徳島県危機管理環境部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）